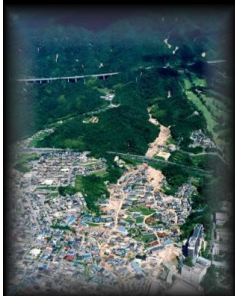


土砂災害防止法に基づく 警戒区域等の指定について

土砂災害警戒区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する
法律



広島県



1

1 土砂災害とは

2

土砂災害の種類

土石流

山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等による水といっしょになって、すごい勢い(およそ時速40~50km)で流れてくるものをいいます。



がけ崩れ

急傾斜地(傾斜の角度30度以上で高さが5m以上のもの)において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ“がけ”がとつぜん崩れ落ちるものです。



地すべり

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動き出すものをいいます。



3

平成11年6月29日豪雨災害

○ 被害の状況

- ◆ 死者行方不明者 32名
- ◆ 全壊家屋154棟, 半壊家屋101棟

○ 土砂災害の発生状況

- ◆ 土石流等災害 139件
- ◆ がけ崩れ災害 186件

4

平成11年6月29日豪雨災害

土砂災害発生状況(土石流)

土砂災害発生状況(がけ崩れ)



広島市佐伯区



呉市

5

平成26年8月20日土砂災害

○被害の状況

◆死者 77名

◆全壊家屋133棟, 半壊家屋122棟

○土砂災害の発生状況

◆土石流等災害 107件

◆がけ崩れ災害 59件

6

平成26年8月20日土砂災害

土砂災害発生状況(土石流)



広島市安佐南区



7

平成26年8月20日土砂災害

土砂災害発生状況(がけ崩れ)

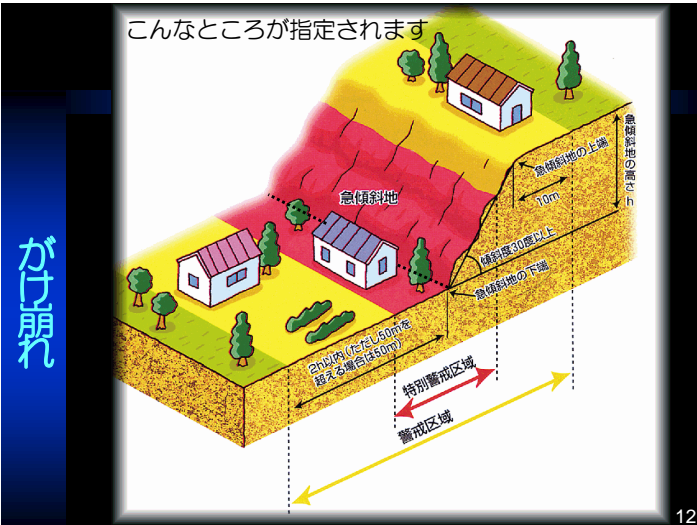
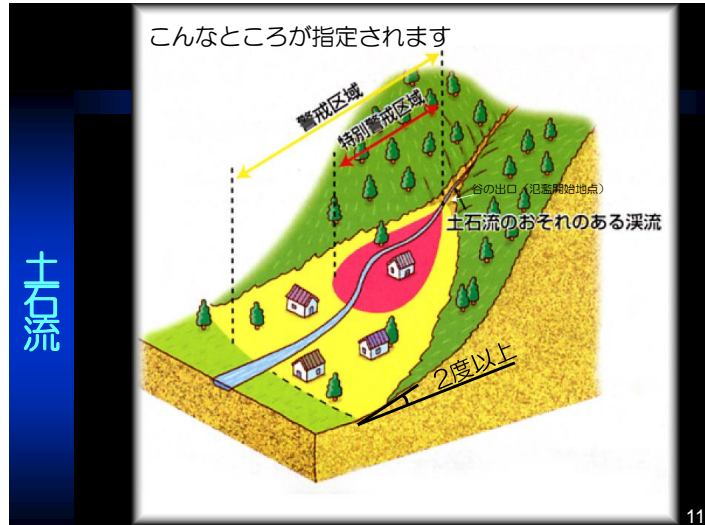
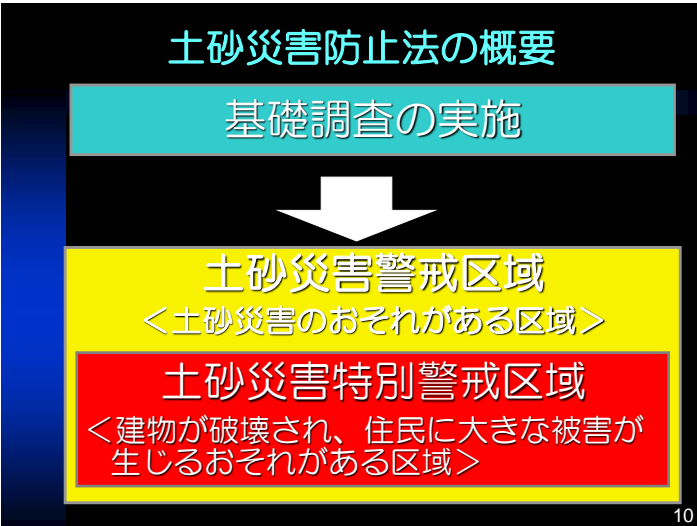


広島市安佐南区



8

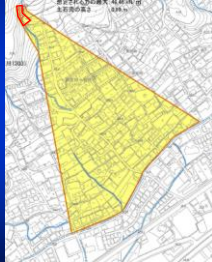
2 土砂災害防止法



基準の見直し理由

・303溪流における警戒区域等の比較

被災前



被災後



13

区域指定方針について

○土石流

①平成26年8月の災害を踏まえ、**特別警戒区域**の設定基準を平成27年4月に変更。

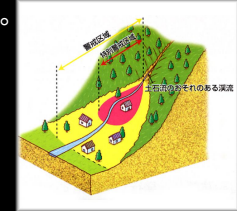
<区域設定においての変更項目>

・**想定流出土砂量**

・土石流発生の**基準地点**

・土石流の**流下方向**

②新たな設定基準により**特別警戒区域**等の再調査を実施。新基準による再調査結果を踏まえ、**警戒区域**及び**特別警戒区域**の指定を行う。



14

土砂法ビデオ

15

3 広島県における指定状況

16

現在までの区域指定 (H29.7.27現在)

市町名	警戒区域	特別警戒区域	市町名	警戒区域	特別警戒区域
広島市	3,673	3,375	安芸高田市	166	149
呉市	2,908	2,585	江田島市	225	215
竹原市	1,157	993	府中町	26	25
三原市	496	473	海田町	46	45
尾道市	987	919	熊野町	37	35
福山市	1,642	1,542	坂町	58	53
府中市	553	471	安芸太田町	918	851
三次市	1,333	1,267	北広島町	730	697
庄原市	1,294	1,078	大崎上島町	86	73
大竹市	498	466	世羅町	838	757
東広島市	1,182	1,082	神石高原町	119	111
廿日市市	1,166	1,077	合計	20,138	18,339

17

4 阿賀地区の指定区域

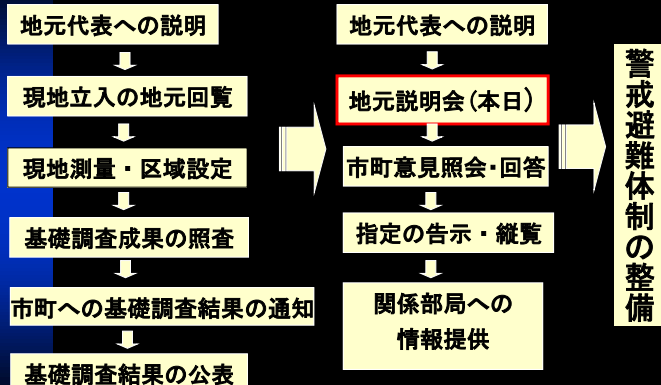
- ・阿賀小学校区
- ・原小学校区

18

基礎調査から警戒避難体制整備までの流れ

基礎調査

指定事務



19

これまでの経緯

○土石流・急傾斜(共通)

- ①平成22年度に基礎調査を実施
- ②平成23年3月10日に警戒区域等の指定
- ③平成27年度の基準変更に伴い、平成28年度より土石流を再調査
- ④土石流の再調査結果を平成29年5月に公表

20

再調査に係る指定予定区域について

○土石流の再調査結果

小学校区	土石流					
	既指定		見直し後		増減	
	Y	R	Y	R	Y	R
阿賀	61	46	61	58	0	12
原	21	18	21	20	0	2

○再調査後の阿賀地区の区域指定状況

土石流 **警戒区域**:82箇所
 (うち **特別警戒区域**:78箇所)

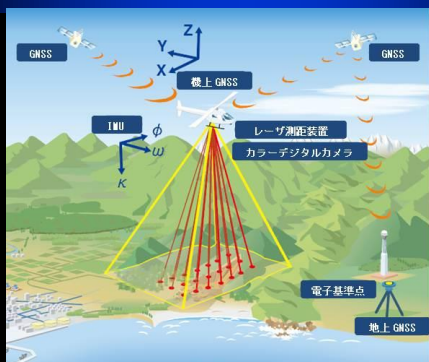
急傾斜 **警戒区域**:220箇所
 (うち **特別警戒区域**:193箇所)

21

5 基礎調査の方法 (土石流見直しの調査事例)

22

航空レーザー測量



3Dの地形データを取得し地図を作成

23

現地確認



基準地点の確認

24

現地確認



浸食深・浸食幅を実測

25

現地確認



土石流の流下方向の確認

26

現地確認



土石流の下流端の確認

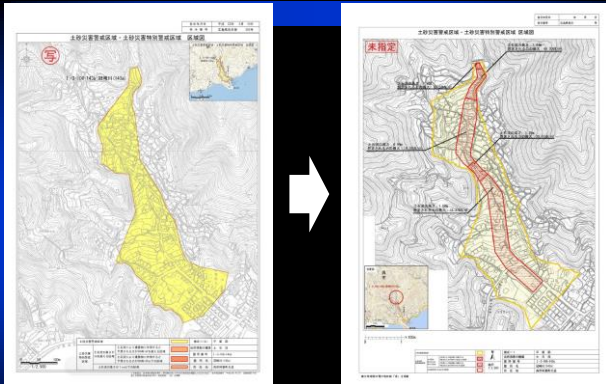
27

主な見直し内容

- 土石流
- ・特別警戒区域が新たに発生する箇所
 - 阿賀小学校区 13箇所
 - 原小学校区 3箇所

28

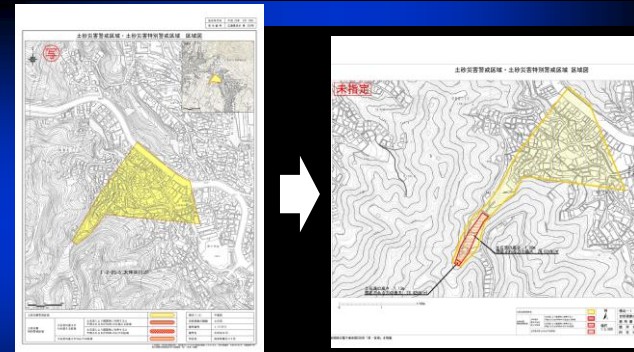
見直しの事例（冠崎川(143a)の場合）



浸食可能土砂量の増加に伴い、下流へ流出する土砂が発生

29

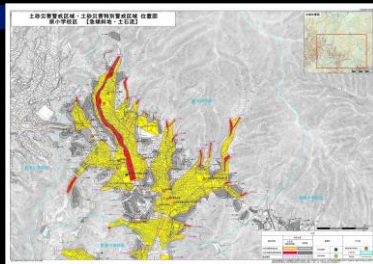
見直しの事例（大坪谷川(5)の場合）



基準地点が上流に変更となった上で、浸食可能土砂量が増加し、下流へ流出する土砂が発生 →この場合は堰堤で止まる

30

位置図



指定内容	今回公表		避難所	その他	
	土石流 (指定河川)	指定河川		緊急連絡用施設	その他
土石流災害警戒区域			指定避難所		緊急連絡用施設
土石流災害特別警戒区域			指定避難所		緊急連絡用施設
指定番号			指定避難所		緊急連絡用施設

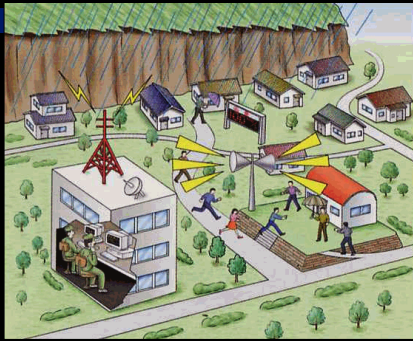
位置図についてはお手元の資料をご確認ください。
個別の区域についてのご質問は説明会終了後に受け付けます。

31

6 土石流災害警戒区域指定による避難体制の整備

32

土砂災害警戒区域では

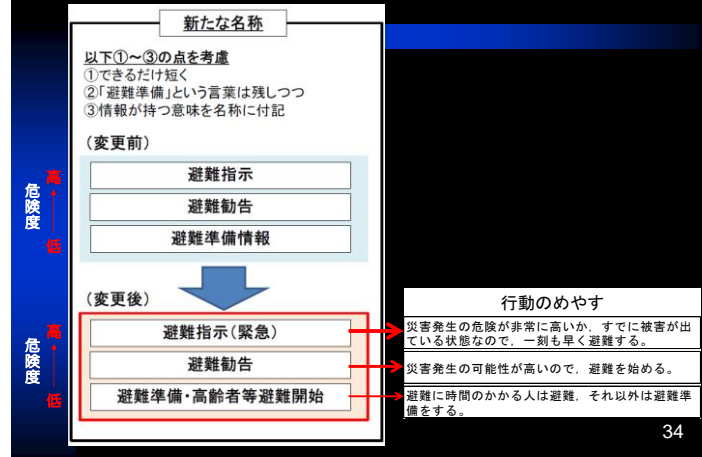


○ 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

33

避難情報の新たな名称について (H29. 1~)



7 土砂災害特別警戒区域指定による規制等

35

土砂災害特別警戒区域では(1)

建築物の構造規制

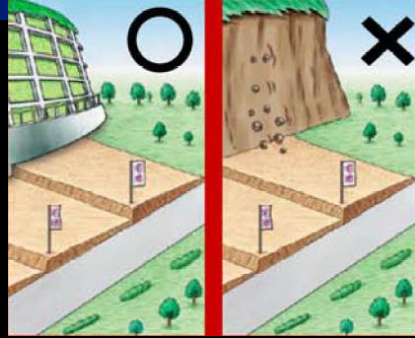


新築や増・改築をしようとする場合、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるか**建築確認**が必要です。

36

土砂災害特別警戒区域では(2)

特定の開発行為に対する許可制

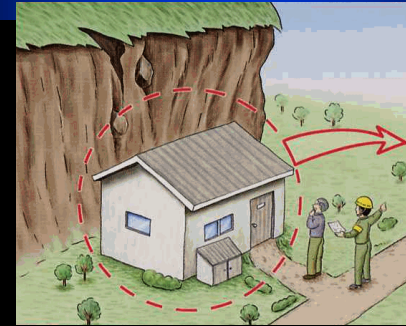


住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院などの要配慮者関連施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

37

土砂災害特別警戒区域では(3)

建築物の移転の勧告



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転の勧告が図られる場合があります。

なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援処置があります。

38

8 土砂法指定後の支援措置等

39

住宅・建築物安全ストック形成事業 による補助 (旧：がけ地近接等危険住宅移転事業)

生命に危険を及ぼすおそれのある区域(土砂災害特別警戒区域等)に建っている危険住宅を安全な場所に移転する場合、除却等費・建物費の一部が補助されます。



詳細は 呉市建築指導課へ

40

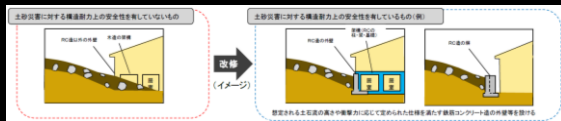
住宅・建築物安全ストック形成事業

による補助 (建築物土砂災害対策改修促進事業)

土砂災害特別警戒区域に建っている住宅・建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、土砂災害対策改修費用の一部が補助されます。

- 補助率：改修工事費の23%
- 補助対象限度額(改修工事費の上限)：330万円
- 補助限度額：75万9千円

詳細は [呉市建築指導課](#) ^



41

『土地売買等の適正化』

宅地建物取引業法(35条)により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある土地の売買を行う際には、その事実を買い手に伝える事が義務化された。(「重要事項説明」)

売り手(不動産業者) の義務

土砂災害警戒区域が指定された土地を売る場合には、購入希望者に対して、「指定されている」ことを予め**説明する義務**が課される

買い手(個人) の権利

新規家屋購入等の際に、**安全な土地を選定する情報**が確実に得られる事となった。



42

固定資産税の減価措置

- 土砂災害**特別警戒区域**に指定された場合は、評価替えの年度(直近では、平成30年度)から、その土地における指定区域の割合に応じて、宅地等の固定資産税が減価されます。

詳細は [呉市資産税課](#) ^

43

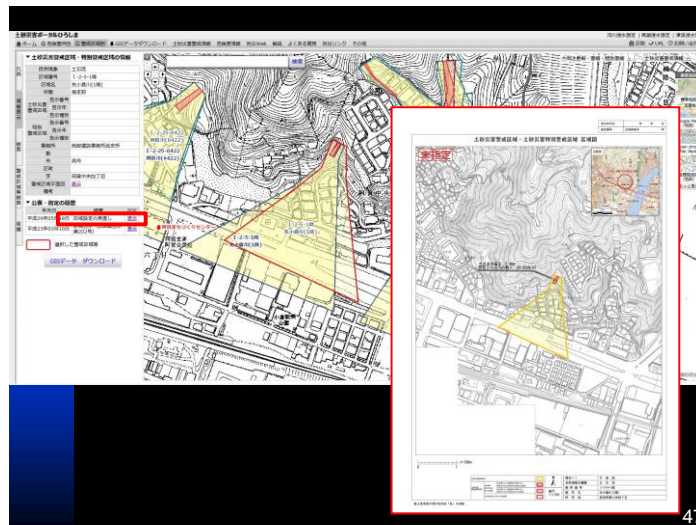
9 指定後の土砂災害警戒区域等の確認方法

○縦覧図書の閲覧場所

- ・県庁土木建築局 土砂法指定推進担当
- ・広島県西部建設事務所 呉支所管理課
- ・呉市都市部 都市計画課

○インターネット(土砂災害ポータルひろしま)

44



まとめ

- 土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命身体を守るために施行されました。
 - ◆土砂災害防止法の主旨をご理解ください。
- 行政の「知らせる努力」
 - ◆警戒区域等の指定により、土砂災害による被害のおそれのある箇所を明らかにします
 - ◆警戒避難体制を整備するなど、必要な処置をとります
- 住民の「知る努力」
 - ◆土砂災害から身を守るため、「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてください。
- 「自助」「共助」「公助」
 - ◆自分の身は自分で守る。
 - ◆地域で協力して防災力の向上を目指す。

広島県からの説明は以上となります。

49

ハザードマップの作成・各戸配布



土砂災害警戒区域等の再指定後に新しいハザードマップを作成し、自治会を通じて各戸配布を行います。

旧基準のハザードマップは
H23. 9月に各戸配布